

令和8年度(令和7年分)から税の制度が一部変わります

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

1.給与所得控除が引き上げされました(所得税・町県民税)

「給与所得控除」の最低保証額が、55万円から65万円に引き上げされました。

【給与所得控除額】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40%-10万円	
180万円超 190万円以下	収入金額×30%+8万円	
190万円超	改正なし	

所得控除などの
見直しにより、
次の変更が
行われています。

2.扶養や非課税の基準が見直されました(所得税・町県民税)

同一生計配偶者や扶養親族の適用、非課税基準となる合計所得金額の要件などが改正されました。

【合計所得金額の要件など】

要 件	所得要件(収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正前	改正後
ひとり親控除の対象となる子どもの所得要件 同一生計配偶者や扶養親族の要件	48万円以下(103万円以下)	58万円以下(123万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者所得の要件	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生の前年中の所得要件	75万円以下(130万円以下)	85万円以下(150万円以下)

3.「特定親族特別控除」が新しく 設けられました(所得税・町県民税)

生計を一にする19歳以上23歳未満の親族がいて、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合、新たに所得控除の適用を受けることができるようになりました。

【特定親族特別控除】

区 分	親族などの合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	控除額 町県民税	控除額 所得税
特定親族 特別控除 (特定扶養)	58万円以下 (123万円以下)	45万円	63万円
	58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)		61万円
	85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)		51万円
	90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)		41万円
	95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)		31万円
	100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)		21万円
	105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)		11万円
	110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)		6万円
	115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)		3万円
	120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)		3万円

4.基礎控除の見直し(所得税のみ)

所得税の基礎控除が見直されました。

※町県民税の基礎控除額に変更はありません。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額	
	改正前	改正後
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円	
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円	
2,350万円超 (2,545万円超)	改正なし	

令和7・8年分のみ特例により基礎控除額に一部加算されます。

なお、この加算は、居住者のみの適用となります。



町ホームページは
こちら▶



固定資産税(償却資産)の申告はお済みですか?

●問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117

固定資産税は、土地・家屋・償却資産に区分されます。土地や家屋には登記制度があり、課税対象を把握することができますが、償却資産には登記制度がないため、所有者による毎年の申告が法律により義務付けられています。1月1日時点で償却資産を所有している人は、法人・個人事業主にかかわらず、確定申告とは別に申告書を提出してください。



税

●申告期限 令和8年1月30日(金)

※申告書類は12月中に対象者へ送付していますが、町内で新しく事業を始めた場合など、必要な人には新たに送付しますのでご連絡ください。

償却資産の対象となるもの

業 種	償却資産の例
各種共通	パソコン、複合機、ルームエアコン、応接セット、看板、太陽光発電設備など
農業・畜産業	ビニルハウス、保冷庫、農機具、農耕作業車(大型特殊自動車)など
不動産賃貸業	駐車場舗装、外構工事、屋外給排水工事、屋外電気設備工事、外灯、植栽など
飲食業	レジスター、冷凍冷蔵庫、厨房設備、テナント改装費など

※軽自動車税の対象となるものは償却資産の課税対象ではありません。

支払窓口の休日開庁を行います

休日に町税(町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)・介護保険料の支払窓口を開きます。納付が済んでいない人はご利用ください。

●日時 12月13日(土) 午前9時~午後1時

●場所 役場1階各課窓口

●問い合わせ

○町 税 役場税務課 管理係 ☎096(293)3117

○介護保険料 役場介護保険課 介護保険係 ☎096(293)3511

相続が発生したときは「相続人代表者指定届出書」の提出を

納税義務者が亡くなったときは、「相続人代表者指定届出書」の提出が必要です。

●「相続人代表者指定届出書」とは

町税に関する通知と還付に関する書類を受領する相続人の代表者を指定するものです。この届け出で相続が確定するものではありません。

※固定資産や軽自動車などの所有権を相続したときや処分したときは、右記の場所で手続きをしてください。



相続するもの	手続場所	問い合わせ
固定資産 (土地・家屋)	【町内の土地・家屋の場合】熊本地方法務局阿蘇大津支局	096(293)2272
未登記家屋、 小型特殊自動車、 125cc以下の二輪	役場税務課	096(293)3117
軽自動車 (四輪)	軽自動車検査協会 熊本事務所	050(3816)1758
125ccを 超える二輪	熊本運輸支局	050(5540)2086